

今回のニュースレターでは、当事務所の近況といたしまして、①「不当解雇・退職勧奨をめぐるトラブルの予防について」と題する講演を行ったこと、②企業法務専門ホームページを開設したことをご報告させていただきます。

## 1 講演「不当解雇・退職勧奨をめぐるトラブルの予防について」

2018年11月13日、当事務所の代表弁護士・木村哲也が顧問先の企業からのご依頼を受けて、社内研修の講師を務めました。この社内研修は、役員や管理職などの幹部の方々を対象とするものであり、「不当解雇・退職勧奨をめぐるトラブルの予防について」と題する講演を行いました。

不当解雇・退職勧奨をめぐるトラブルは、企業・法人が問題社員への対応に当たる過程で発生します。問題社員を放置すると、問題行為のエスカレート、社員のモラル・モチベーションの低下、職場環境の悪化など、様々な弊害が発生するため、企業・法人としては正しく対応しなければなりません。

一方、法律上は問題社員を解雇することのハードルが高く、安易な解雇の実行は不当解雇をめぐる法的トラブルを招きます。また、退職勧奨(社員に対して退職するように交渉すること)を行う際にも、慎重に進めていかなければ、法的トラブルを発生させるおそれがあります。

講演では、解雇の種類と要件、問題社員を解雇するための要件と手順、退職勧奨の注意点と進め方、解雇トラブルを予防するための就業規則のポイントなどを解説させていただきました。

## 2 企業法務専門ホームページの開設

2018年11月、当事務所では、企業法務専門ホームページを開設させていただきました。

この企業法務専門ホームページは、地域の企業・法人様を対象として、法務や労務に関する情報を広く発信させていただくとともに、特に法的課題や法的トラブルをお抱えの地域の企業・法人様にご活用いただければと考え、開設させていただきましたものです。



企業・法人を取り巻く法的課題や法的トラブルは、労働問題、契約書、債権回収、クレーム対応、企業破産など多岐にわたり、時代の変化とともに法的リスクは多様化・複雑化・深刻化しています。当事務所では、地域の企業・法人様の法的課題や法的トラブルへのサポートにも注力しており、地域の企業・法人様が安心して事業活動を推進・展開し、地域の経済および人々の生活の発展・向上に寄与していく一助となればと願っております。

当事務所の企業法務専門ホームページを、是非一度、ご覧になってみてください。

企業法務専門ホームページ:<https://www.hachinohe-kigyohoumu.com/>

お問合せ **八戸シティ法律事務所** 代表弁護士 木村哲也

電話番号 0120-146-111 FAX0178-38-9230 <http://hachiben.jp/>

〒031-0042 青森県八戸市十三日町1 ヴィアノヴァ6階

受付時間:午前9時～午後5時 ※土曜・日曜・祝日 応相談